

「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）人権啓発推進僧侶研修会 開催要項

1. 趣 旨

宗門では、2012年度より「御同朋の社会をめざす運動」（実践運動）＜以下実践運動＞と運動名称を改め、それまでの基幹運動の成果を踏まえた、「実践運動」総合基本計画に基づき展開しています。

過去3カ年度の取り組みを踏まえ、第25代専如門主の「法灯継承に際しての消息」、
「伝灯奉告法要についての消息」発布を受け、さらなる運動の推進をはかるため、昨年度から「実践運動」総合基本計画が新たに変更されました。

専如門主は、「伝灯奉告法要についての消息」において「私たちは、凡愚のまま撰め取って捨てないとはたらき続けていてくださる阿弥陀如来のお慈悲を聞信させていただき、その有り難さ尊さを一人でも多くの方に伝えることが大切です。それとともに仏智に教え導かれて生きる念仏者として、山積する現代社会の多くの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。まさにこのような営みの先にこそ、『自他共に心豊かに生きることのできる社会の実現に貢献する』道が拓かれていくのでありましよう」と示されました。これらを受けて、新しい総合基本計画には「現代に生きる私たちには、災害支援、エネルギーや環境問題、経済格差、自死、過疎、少子高齢化などの社会問題があり、さらには、依然として非戦・平和や人権・差別の問題があります」と取り組むべき諸課題が掲げられています。

総合基本計画の策定趣旨に基づく研修として、その趣旨をより明確にするために研修会の名称を、この度標記の通り変更いたしました。これまでの学びを踏まえ、宗門における人権・差別問題の課題を教区・組の取り組みを通して学びを深め、僧侶としての課題に繋げていきたいと思えます。昨年度作成いたしました『「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子』やリーフレットなどを積極的に活用した研修、さらに、一層今日的課題となった個人情報に関する研修会の開催が望まれます。

私たちの周りにある人権・差別問題を課題として、具体的な取り組みを実践することは、『宗制』に定められた「自他共に心豊かに生きることのできる社会」の実現につながります。本年度も御同朋の社会をめざして、ともに実践運動を進めてまいりましょう。

2. 研修課題

- ① 過去帳・糾明のための方途学習会冊子を使用し、実践運動の具体的な取組みとして、差別にどう向き合っていくのか研修する。
(例：寺院活動と個人情報保護・マイナンバー制度等)
- ② 「2012（平成24）・2013（平成25）年度第1連区布教使研修会差別発言問題等」を通して、差別についての学びを深め、教団と僧侶の課題を明らかにする。
- ③ 教区又は組が独自に設定した差別・人権問題の学びを深める研修とする。
(例：ハンセン病問題・非戦平和・女性差別・LGBT・障害者差別解消法・部落差別・子どものいじめ等)
- ④ 宗門の重点プロジェクトの取組みの一つとして策定した「災害時における人権侵害等についての基本構想」に基づく研修とする。

3. 開催期間

2016（平成28）年度内の開催とする。※年内の開催が望ましい。

4. 開催場所

組内寺院・教務所（別院・教堂）・沖縄県宗務事務所・その他

5. 開催方法

年度当初に、教区(特区)と組で協議・相談のうえ、課題①～④の範囲でやり易い運営方法で開催のこと。

○研修会の開催形式は、各組での開催を原則とする。

(但し、地域的な諸事情を考慮し2組、3組と合同で開催することもできる)

○全僧侶への周知案内に留意する。

6. 講師

(1) 実践運動に関する研修であることから、なるべく組内僧侶を中心に、教区内僧侶などをもって講師とすること。(但し、課題①を選択し、学習会用冊子を活用して実施する場合並びに課題②の研修を行う場合、下記の7. 対応内容の通りとする)

(2) 講師は課題について、話し合い(班別討議)など、参加者の発言が得られるよう配慮すること。設定した課題によっては、外部講師も予想されるが、その場合においても同様の配慮を行うこと。

7. 対応内容

【課題①を選択し、学習会用冊子を活用して研修を行う場合】

【課題②の研修を行う場合】

- (1) 同和教育振興会の講師派遣を利用することができる。この場合、派遣にかかる交通費は振興会が負担するものとし、謝礼・宿泊費・その他講師招請にかかる経費は主催者側(教区又は組)の負担とする。尚、講師の指定は出来ません。
- (2) 但し、振興会負担経費(交通費)には、予算の上限があるため、希望の際は早めに教区を通じて社会部<人権問題担当>宛連絡のこと。

8. 同和教育振興会の講師派遣利用にかかる事務手続きについて

- (1) 別紙申請書<様式④> (振興会宛提出) を利用のこと。
- (2) 原則として、開催日の2ヶ月前迄に申請を行うものとする。
- (3) 都合により要請に応じられない場合があるため、少なくとも第2希望まで派遣希望日を設定のこと。
- (4) 研修会開催日から1ヶ月以内に、別紙報告書<様式⑤>を振興会宛提出ください。

9. プログラム

基本日程 (案) 【160分設定】

時間配分	プログラム	備 考
15分	開会式 *勤行 *挨拶	趣旨説明含
60分	問題提起	講師
40分	話し合い (班別討議)	座長・記録
5分	休憩	
30分	全体討議 *話し合い報告 *全体討議 *まとめ	討議司会 講師
10分	閉会式 *挨拶	

10. 助成金

研修課題①～④いずれかの内容を行った研修に対し、助成金を交付する。

- (1) 研修会終了の組・沖縄県宗務特別区へ1回に限り助成金を交付する。
- (2) 組・沖縄県宗務特別区開催に対して5千円を助成する。
- (3) 2組合同開催に対して、1万円を助成する。
- (4) 3組以上の合同開催に対しては、1万5千円を限度とする。

11. 開催後の事務手続きについて

(1) 組における事務

※原則として開催日の1ヶ月以内に教区へ「報告書(様式③)」を提出する。

※特に3月開催分については、開催後、直ちに教区へ提出のこと。

※提供可能な資料教材がある場合は、2部ずつ提出のこと。

(2) 教区における事務

※組より提出の「組開催報告書(様式③)」を取りまとめのうえ、所定の申請用紙「助成金交付申請書(様式①)」「教区開催報告一覧(様式②)」を用いて、月ごとに社会部<人権問題担当>に提出し、交付申請を行う。

※報告書は合同開催の場合も含めて、各組より提出のこと。

※年度、一括の交付申請は認められない。

※開催日より2ヶ月を超えて、交付申請のあった場合は、必ず教務所長名による副申書を添付のこと。

※開催日より3ヶ月を超えて交付申請のあった場合は、交付されない。

※「組開催報告書(様式③)」は、教区にてコピーし、各組に配布されたい。尚、開催報告書は、毎年、書式を検討し若干の変更があるため、当年度配布分を利用のこと。

教区からの助成金交付申請に基づき、社会部<人権問題担当>にて、月毎に事務処理を行い、各教区宛に一括して助成金を送金致します。

12. 研修資料

- (1) 「過去帳等取扱基準」及び新「差別事件糾明のための方途」学習会用冊子
 - (2) 「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱基準・過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについて」
 - (3) 新「差別事件 糾明のための方途」(冊子)
 - (4) 身元調査拒否リーフレット(寺族向け・門信徒向け)
 - (5) 啓発リーフレット「災害と人権」
 - (6) 教区で独自に選定・作成した資料
 - (7) 2015年宗報11・12合併号(第1連区布教使研修会における差別発言問題概要)
 - (8) 2016年宗報3月号(浄土真宗本願寺派・本願寺職員人権研修会概要)
- (分け隔てられず、共に生きられる社会のためにー障害者差別解消法と私たちー)

13. 添付書類

- (1) 「開催助成金交付申請書」<様式①>
 - (2) 「開催報告一覧」<様式②>
 - (3) 「研修会報告書」<様式③>
 - (4) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣申請書」<様式④>
 - (5) 同和教育振興会「人権啓発推進僧侶研修会講師派遣報告書」<様式⑤>
- ※上記(4)(5)は振興会宛提出

以 上